

じゅうたくようかさいけいほうき 住宅用火災警報器

[English \(英語\)](#)

じゅうたくようかさいけいほうき せっち ◎住宅用火災警報器の設置について

すべての住宅に「住宅用火災警報器」が必要です。住宅用火災警報器はあなたや家族のいのちを守ります。

住宅用火災警報器は火災による煙や熱を感知します。そして、火災の発生を知らせます。

2011年6月1日から設置が義務づけられています。

ただし、自動火災報知設備が設置されている場合は、必要はありません。

とりつけばしょ ◎取付場所

1. 寝室

2. 台所 (2015年4月から設置が義務づけられています。)

3. 2階以上で寝室のある階の階段

しゅるい ◎種類

煙を感知する「煙式」と熱を感知する「熱式」の2種類があります。

寝室、階段には「煙式」を設置してください。台所には「煙式」と「熱式」ど

ちらを設置してもかまいません。

こうにゅうばしょ
◎購入場所

でんきてん
電気店やホームセンターなどで売っています。

てんけん
◎点検

ふる
古くなるとでんちぎ
電池切れなどで、かんち
感知しなくなることがあります。

ていきてき
定期的に、ボタンをおす、またひもをひいてかくにん
確認してください。また、じゅうたくようかさい
住宅用火災

けいほうき
警報器はねんめやす
10年を目安にこうかん
交換してください。

しょうぼうほんぶよぼうしつ
《消防本部予防室》

でんわ
電話：072-724-9995

ファクス：072-724-3999